

国の動向

○難病特別対策推進事業実施要綱の一部改正

在宅難病患者が、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難な場合で、病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しい場合に患者宅に看護人を派遣する「在宅レスパイト事業」を令和3年3月30日付要綱改正で新たに追加した。

○国要綱等で示されている在宅レスパイト事業の内容

対象	難病法第5条第1項に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者
実施方法	看護人は都道府県と委託契約を締結した訪問看護事業所等が派遣する
基準額	5,500円×実施時間
補助率	1/2

事業の流れ（案）

事前調整

利用者が、訪問看護を受けている訪問看護ステーション（ST）と、利用に向けた調整を行う

訪問看護ステーション協会（ST協会）による対応

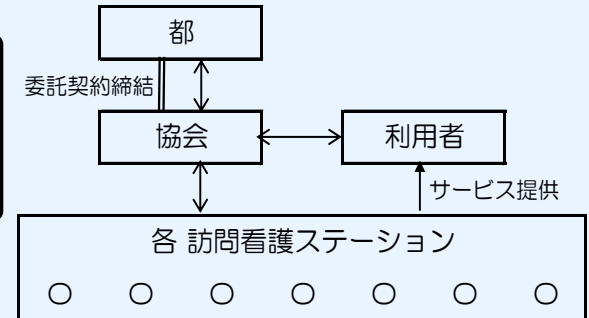
利用者やSTからの問い合わせ対応  
利用者が別のSTを利用しなければならない場合のサポート 等

利用申請

利用者は、申請書類を提出する  
申請を受けた都は、内容を審査し決定を通知する

レスパイト

申請、決定した日時に利用者は訪問看護ステーションから看護人の派遣を受ける。



※訪問看護ステーション協会の協力をいただきながら、実施方法を検討中

事業規模

- ・利用規模（患者数）  
389人
- ・総利用時間見込  
389（人）×4（時間）×4（月）＝6,224時間
- ・訪問看護費用（単価）  
診療報酬に準拠した単価設定

令和4年度予算（案）

58,684千円

※事務経費含む